

秋田市工芸振興協議会規約

(名称および事務局)

第1条 本会は、「秋田市工芸振興協議会」と称し、事務局を秋田市山王一丁目1番1号 秋田市商工部 観光物産課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、市内における工芸品製作者の連携を深め、工芸品産業の健全な発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術または技法の継承および研修に関すること。
- (2) 後継者の確保および育成に関すること。
- (3) 意匠ならびに技術の向上に関すること。
- (4) 原材料の確保および研修に関すること。
- (5) 市場調査および宣伝に関すること。
- (6) 作業環境の改善および従業員の福利厚生に関すること。
- (7) 展示会および物産展等の開催ならびに参加に関すること。
- (8) その他工芸品産業の振興を図るために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、市内における工芸品等制作者ならびに製造業者および工芸品等の 振興に寄与する者であって本会の趣旨に賛同する者とする。

(入会および退会)

第5条 本会への入会および退会は、役員会の承認を得るものとする。

(役員および選出等)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名以内
幹 事	若干名
監 事	2名以内
会 計	1名

- 2 役員は、総会において、会員の互選により選出する。
- 3 会長、副会長、幹事および監事は、役員会で選任する。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総括し、副会長は、会長を補佐する。

- 2 幹事は、会務を分掌する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 会計は、収入および支出並びに予算および決算を管理する。

(名誉会長)

第8条 本会に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会において選任する。
- 3 名誉会長の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問等)

第9条 本会に、顧問ならびに技術指導員を置くことができる。

2 顧問ならびに技術指導員は、役員会にはかり、会長がこれを委嘱する。

(総会および役員会)

第10条 本会の総会は、毎年5月に開催する。ただし会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

2 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

3 総会および役員会の議長は、会長とする。

(委員会)

第11条 本会に、事業の推進を図るため、委員会を設置することができる。

2 委員は、役員会にはかり、会長がこれを委嘱する。

(会費)

第12条 本会の運営経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会費は、年額5,000円とする。

(特別会計)

第13条 本会の目的達成に資する目的において特別会計を置くことができる。

2 特別会計に関することは、総会の承認を要するものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この規約は、昭和51年7月19日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。